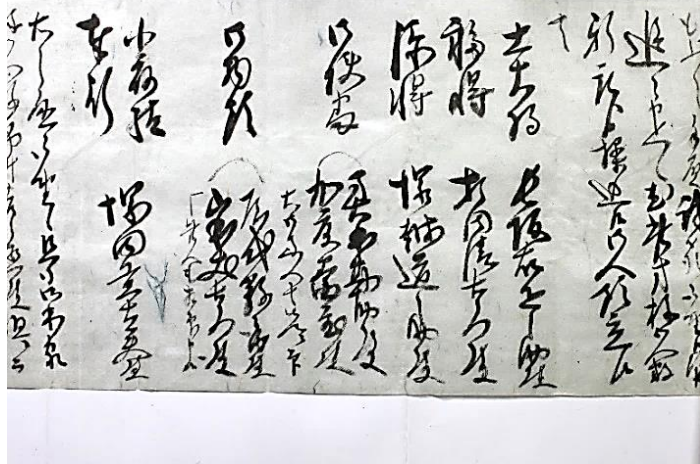


山形県 県史だより

第21号

山形県総務部学事文書課分室

県史資料室



松山隊の陣容を記入した書簡
（「阿部家文書」）

〈特別寄稿〉 「したたかな」民衆、「おろおろする」民衆

～ 東北の戊辰戦争 ～

大江町史編纂室専門員

渡辺 信

はじめに

戊辰戦争について、これまでには官製の編纂資料や藩中心の文献によつて多く語られてきました。しかし、前者には政治的意図が含まれ、後者には鼻疽目の記述が多くあります。

最近、文書館や博物館、各自自治体が地道に資料収集を行い、資料集の発刊を重ねてきています。その結果、ようやく戊辰戦争を経験した一人一人の歴史の掘り起こし、読み

直しができるようになってきています。

本稿は、庄内藩（同盟軍）と新政府軍との赤倉越（真室川町）の戦いに関して、一つは、その戦況が遠く離れた村山郡葛沢村（松山藩領・現大江町）の大庄屋阿部伝五郎にどのようなに伝えられたのかをみてみます。また、二つは、この戦いで亡くなった「敵方」の兵士の墓を建てた人々の例を紹介し、戦争と民衆について考えてみようとするものです。

一、戦況はどのように伝えられたのか

ここで扱う資料は、松山藩左沢領大庄屋阿部伝五郎家文書です。

大江町は、江戸時代、町域の多くが庄内藩支藩の松山藩領でした。阿部伝五郎家は江戸中期より発展した豪商農で、幕末期には北郷組の大庄

屋でした。阿部家は、青芋・蠟・漆などの取引を通して、北陸・京都・大坂などの商人と交流が多く、商用書簡には、上方の政治・社会情勢の記述も見られます。(『大江町史資料第二十三号』参照)

阿部伝五郎は、戊辰戦争についてもより積極的に情報を入手しようとしているのではないかと推測されますが、ここでは、安達彦助からの書簡を紹介します。

安達彦助は、十代・阿部伝五郎の三男で松山安達家の入贅となり、後に清章と改名しています。弘化元年(一八四四)の生まれで戊辰戦争が始まった時は二十四歳です。直接的な史料では確認できていませんが松山藩隊に弾薬等を運ぶ人夫的な仕事で従軍したと思われる。この彦助から傳五郎に宛てた書簡の中に戊辰戦争の様子を具体的に記したものがありません。

一、新庄秋田越後の一条、一寸申し上げ候。兼ねて御存知も御座候白河行き御人数、過る七月十二日、上ノ山に泊り候ところ、急に御引き返しに相い成り、十四日、新庄口にて戦争相い始まり候ところ、分取りなど多分これあり。大御勝利に相い成り候。しかしその内に此方様御使番、加藤泰蔵、御足軽村松一十治、討ち死に仕り候。同日に酒井吉之丞殿御人数にてすぐさま新庄本

城を焼き払い落城仕り候。その後、追々御人数秋田表へお操り込みにつき、御物頭一組を相い増し申し候て操り込みに相い成り候ところ、院内にて過る二十九日、戦争相い始まり候ところ、又々御勝利に相い成り候。その節、御物頭山本丈右工門殿、御使番奥本勘助殿、御足軽齋藤保之助、右三人手負いにて昨日八ツ過ぎ(二時過ぎ)着

仕り候えども命には別条ござなく候。何方にても御勝利の注進ばかり参り候間、同藩一同安心罷り在り申し候。かつ、御本家様御人数も上々。手負い討ち死に御座候えども追々申し上げ候。もつとも此方様御人数、新庄より操り込み候御人、頭立ち候は士大将 長坂右近之助殿

福将 折田清右工門殿
添将 塚越道之助殿
御使番 奥本勘助殿
加藤泰蔵殿
右御両人は先に記す。

御物頭 山城敬兵衛殿
山本丈右工門殿
此人も記し申し候

小荷駄奉行 塚田貢太夫殿
右の通りに御座候。

『新編庄内史年表』でこの間の動きを見てみましょう。

七月 四日 庄内一番大隊が白河口へ出征。松山隊が清川で加わる。

七月十一日 秋田・新庄両藩が同盟から離脱につき、一・二番隊に両藩攻撃の指令が下される。

七月十三日 舟形の戦い

七月十四日 鳥越の戦いで一番大隊が舟形に撤退。二番大隊は新庄城を制圧する。

七月二十五日 新政府軍は大滝・及位を放棄し、本道雄勝越、間道赤倉越で秋田に逃走。

七月二十八日 松山藩山本丈右衛門組、庄内藩石原藤助隊とともに赤倉越に向かう。

松山隊も、一番大隊と共に戦っています。書簡にある陣容は、『松山町史』下巻に記載されているものとほぼ同じです。この書簡の日付は八月三日ですが、極めて、近い時期にかなり正確に情報を伝えていることがわかります。

書簡にある齋藤保之助(足軽)の最後の状況を記した史料が他にもありますが、記載内容に違いがあります。

『戊辰庄内戦争録』巻一(明治二十八年)には、齋藤保之助のことが次のように記されています。

す。

敵、要地に堅く備えて待ち設けし所にて数刻の間、難戦す。(中略) 松山藩山本丈右衛門、奥本勘助両人も藤助(庄内藩一番大隊小隊長石原藤助)とともに進みて手負いたり。同藩松田作松討死、斎藤保之助深手を負う。

此日死傷

手負 赤倉越 松山物頭 山本丈右衛門

同 同 丈右衛門組半隊長

斎藤保之助

討死

松田作松

『戊辰庄内戦争録・付録』にある「戊辰戦争死傷」には「(七月)二十八日、斎藤保之助討死」と記載してあります。

松山藩一番大隊長兼庄内藩一番大隊参謀の松森胤保がまとめた『北征記録』(『松山町史史料篇』第一輯)では、斎藤保之助は、重傷を負って所在不明と記しています。

同じく、松山藩土土方鎮之丞政国が記した『戊辰陣中日誌』(松山町史編纂委員会)には、「勘助は負傷し斎藤安之助は重傷を負い二・三日過ぎて死亡した」と記してあります。年数が経ってからの記録物では、負傷した後、死亡したことを記しています。しかし、八月三日付けの安達彦助の書簡に「命には別条無し」とあるのは、いち早く報告しているのだから

なくなったことまでわからなかったと言えます。

江戸時代、松山と左沢を公的に往き来する場合二泊三日と認識されています。松山ではなく赤倉からではありませんが、八月三日に三日足したとしても、赤倉越(山形と秋田の県境)の戦況がかなり早く葛沢村に届いていると言えます。

二、「敵方」の兵士の墓を建てた人々

ところで、斎藤保之助については伝承があります。真室川町立歴史民俗資料館では、二〇二〇年「羽州街道及位宿」展を開催しました。この中で、斎藤保之助のことを次のように紹介しています。

ここ、赤倉の人々は現在でも「庄内様の墓」といって我が墓同様に供養している。

戊辰戦争で新庄藩と庄内藩は敵味方に分かれて激しく戦った。及位は新庄領内、しかも西軍の戦場と化した地区である。それなのに赤倉の人々は丁重に葬り、現在においても墓に花や供物を供え、手を合わせている。

庄内藩は官軍を追って秋田領に侵入を企てた。赤倉に侵入した庄内勢(松山藩二個中隊)は赤倉沢をさかのぼる峠道を進んだが、途中官軍の猛銃撃に遭い、一人の負傷者を出し一時撤退を余儀なくされた。この折、重傷



最初の庄内藩士の墓

(『「羽州街道及位宿」展 図録』)

を負った一人はどこに隠れたものか、発見できず行方不明としてそのまま退却した。

数日後、山に入った村の一人が兵を発見し、急いで家に連れ帰った。村では皆協力して、赤倉の沢「曲師(沢の支流)の小屋」に住まわせ、薬や食事を与え厚く介護したがこの地で果ててしまった。村人は村の墓地に厚く葬った。

(『「羽州街道及位宿」展 図録』)

どのくらいの期間、生き続けたかは不明ですが、負傷して亡くなったことは確かです。

この墓地については後日談があります。大友義助氏が、平成二十年五月二十四日の読売新聞に「庄内様の墓」という題で寄稿しています。(墓地建立の話に続けて)、ところが、一九七五年八月、塩根川の大洪水によって墓が流されてしまった。これを遺憾とした村人は奇特にも出稼ぎで得た金で、立派な墓石を求め

「庄内藩士之墓」と刻んだ墓を建立し、兵士の霊を慰めたという次第であった。後年、このことを知った鶴岡市の致道博物館長（当時）・酒井忠一さんらは、一九八八年秋、兵士の霊を弔い、村人に深く謝意を表したが、彼らは「ただ、当然のことをしただけ」と応えたという。

おわりにかえて

「庄内藩士の墓」を訪ねてみるとそこは山裾の杉木立に囲まれ、目の前は水田の広がるのかなどころでした。なぜ、斎藤保之助は、ここで死ななければならなかったのかと思えました。

また、庄内藩側の「兵士」を、「敵対する」新庄藩の領民である人々が看病し墓を建てて弔う意識とはどのようなものなのでしょう。

「したたかな民衆」という言葉を聞きます。たとえば、宮間純一氏は次のように言います。「（資金・食糧・人員の強制的な徴収・徴発、住居・家財が戦火にかかり、無関係な農民の殺害など）、そうした場面だけ切り取れば民衆は戦鬪に巻き込まれた「被害者」でしかない。しかし、民衆は実にしたたかに振る舞っている。自己利益を実現するために権力・権威にすり寄ろうとする集団、みずからの地位・生命・財産を

守るため、またたく間に態度を変える者など、おのおのが主体的に政治的な判断を下している。」（「江戸周辺地域における内乱と民衆」『戊辰戦争の新視点・下』）

安達彦助の書簡は、戦況報告ではありませんが、その中に、松山藩隊と隊士の状況が記されています。その隊士とは藩の役人でもあり、阿部伝五郎とは大庄屋として交流がありました。だから隊士の様子は気になることであり、なによりも松山藩の状況がどうであり、今後、世の中がどうなるかを見極めたいというのが情報収集に努めた理由と考えられます。そういう意味では、阿部伝五郎は、大庄屋として、豪商として、情報を集め、家産を守り村を守るうとしているといえます。

次は、庄内藩隊が秋田藩十文字村に攻め込んだときの記述です。

近辺の農夫、嘆願に出る者多し。村方が焼かれぬ様にとの願いなりき。まずもって、何御用でも務めるのでとこぞっての願いである

『戊辰庄内戦争録』十文字の戦

家々に火をつけるのは戦の常套手段でした。しかし、農民にとつては家や収穫物を焼かれることは大惨事です。だから、農民は敵であろうと放火を免れるためには「御用」を務めるのです。

次は、庄内軍が退却する時、庄内側についた亀田藩領から落ち延びる人々の様子を記したものです。

老人は城下を振り返り、涙を落とすなど、亡国の様子が察せられる。落人も夥しく老若男女が打ち連れて道も避けることができないほど大勢である。多くは家財雑具など携えるものは無くて大きい風呂敷に包んで背負っている者が多い。婦人は浴衣を上重ねて着て、大小の刀を差している。子どもを背負って手を引いているが、六つ七つの小児などはくたびれたと見えて浜辺に泣き臥せている。（略）住み馴れし郷里を捨てて皆、庄内に落ち行くところである。

『戊辰庄内戦争録』

敗者側に立たされた人々はなすすべもなくおろおろし逃げるしかありません。

こうしてみると、したたかさを持つ民衆のほかに、戦争に踊らされ、巻き込まれ、おろおろするしかない民衆も存在します。

また、同盟軍対新政府軍という構図の中で、兵士に志願する民衆も確かに存在しますが、支配者側の対立や思惑とは離れて暮らす民衆もいることがわかります。

戊辰戦争時に生きた民衆一人一人の歴史の掘り起こしを続ける必要があります。

徴兵令と国民

山形県地域史研究協議会副会長

山内 励

近代的軍隊の創設を急務とした明治政府は、明治六年一月十日に徴兵令を布告し、国民皆兵の原則を打ち立てます。しかし、この徴兵令には欠格者の免役が規定されていて、国民はこれを利用して、「其生血ヲ以テ国ニ報ズル」という血税である徴兵義務に抵抗します。

置賜県第四大区小四区(現、長井市・川西町)では、明治六年に二十歳になった者は六一名でしたが、そのうち免役規則該当者が五四名おり、その免役箇条をまとめたのが表1です(以下、史料は文教の杜ながい所蔵)。もつとも多いのが「嗣子」で、「戸主」「独孫」と共に「家」の維持に係わる事由です。他に「五尺一寸未満」「不具」といった身体的事由が見られます。さらに、翌年には、各地に村内や近隣村に在住する長女との縁組を進める「養子送籍」が目につくようになります。こうした県民動向に、置賜県は、実印による届出や正副戸長検査を徹底すること、名簿提出後の事情は聞き届けられないこと、

実態検査もあり得ること、身体事情については容体書を備えることなどを通達しています。しかし、国民の徴兵忌避意識は高まる一方で、区内には、村から逃亡する者や教導職に逃げ込む者が現れます。表2は明治八年七月の「第四大区小四区成丁免役ヶ条調」をまとめたものです。

政府は、各鎮台で所要の兵員を確保できない事態が起きると、次第に免役の幅を狭めて行き、明治二十二年には「家」保護的な免役を廃止して国民皆兵を実現します。戊辰戦争に振り回された体験を持つ近隣平山村(現、長井市)新野伊三太の「歳々風雨物直咄(ものねばなし)集」には、「皆もつて出来る(徴兵されること)いやなるものなれば、主なしの叔父人(おじびと、次男以下の男)もにわか縁組して取引きいたしければ

村	箇条	嗣子	五尺一寸未満	戸主	独孫	不具	兄弟付家當 父病ニ一代當	計
歌丸村		3	1					4
今泉村			2					2
川井村		3	2					5
下伊佐沢村		2	1					3
芦沢村		2	1					3
上伊佐沢村		2	1	1	1			5
大石村		2	2		1	1		6
西大塚村		9		1	2		1	13
中大塚村		5	2	2				9
東大塚村		1	1	2				4
計		29	13	6	4	1	1	54

表1 第四大区小四区の免役箇条 (明治6年7月)

行人(いくひと)なきくらいなり(略)もしこしらえ等あらわれ候えばその罰金式百七拾両(円)、又行きてもその人にぐれ(逃げれ)ば家より罰金式百七拾両、その人は見当り次第ぶぢばなし(打ち放し)との規則なり」と当時の様子を述べ、「百姓は軍(いくき)はうだでい(うざったいか)ものにござ候なり、(略)なにとぞ天下太平はなによりの願いなり」と記しています。武士の役割であった軍事行為が、すべての人々に義務づけられたことで、殺りくの場である戦争を身近に考える人が多くなりました。徴兵忌避はその結果生まれた国民の意志であり、その歴史が私たちに改めて戦争の本質を問いかけています。

箇条	村	大塚村	西大塚村	東大塚村	上伊佐沢村	今泉村	河井村	歌丸村	計
教導職試補拜命		1	2	1	2	1		3	10
逃亡尋中・行衛不知尋中			3	3		1	1		8
廢疾				4		1		1	6
教導職拜命		1	1						2
准等外四等副戸長				1		1			2
仙台鎮台常備兵服役					1				1
計		2	6	9	3	4	1	4	29

表2 第四大区小四区の成丁免役箇条 (明治8年7月)

二つの城絵図

県史資料室 石井浩幸

一 はじめに

現在、紅葉山文庫の書類を引き継いだ国立公文書館には六十三鋪の正保城絵図が所蔵しており、一九八六年に国の重要文化財に指定されました。残された六十三鋪の内、山形県に関わる正保城絵図が五鋪あることが知られています。正保城絵図は、一九七〇年代以降、山形県史や市町村史の編纂事業が本格的に展開する中で、広く取り上げられ、カラー図版となって眼にすることが多いことと思います。探究しなくなる魅力を持った城絵図と感ずるのは私だけではないでしょう。

さて、武田喜二郎氏（一九九〇）、油浅耕三氏（一九八七）ら先達の研究において山形城絵図と東根城絵図が類似することが指摘されていますが、絵図の類似点について体裁や描写・技術の観点から改めて整理してみました。

二 二つの城絵図の類似点

○「出羽国最上山形城絵図」

絵図規格 東西2m68cm

南北3m5cm

番号 朱筆「七十七」

朱筆「改二十九」

提出 松平大和守

○「最上東根城絵図」

絵図規格 東西2m1cm

南北1m67cm

番号 朱筆「七十八」

朱筆「改三十」

提出 松平大和守

折り畳んだ表紙にみられる「松平大和守」は、寛永二十一年（一六四四）三月に越前大野から入封した松平大和守直基であり、先の保科正之が会津に転封したため、その後の入封となった人物です。二つの城絵図が類似する要件として上げられるのは次の五つの点です。

（一）共通の作成基準

年号が変わり正保元年（一六四四）となった十二月十六日に將軍家光から命を受けた大目付の井上筑後守政重と宮城越前守和甫は、諸大名の江戸屋敷留守居役を評定所に集め、国絵

図・郷帳とともに城絵図の作製、提出を命じ、評定所での伝達時に、絵図の作成基準8項目を指示しています。幕府の指示に基づきながら山形城・東根城ともに共通した細則で進めたためか、提出後手直しによる朱筆の書き込みや貼り付けが見られます（第1図）。



第1図 朱筆の書込み（左 山形城 右 東根城）

（二）藩が管理している城郭

最上家改易後、東根城は幕府の命により残されることとなり、鳥居忠政により城代が置かれます。鳥居氏後も保科正之、松平大和守直基の時も東根城は管理されており、正保の時点におい

て、幕府により各藩の管理すべき城郭として認知されていたものと思われます。山形藩の本城と支城の關係にあつたため、城絵図の提出者として、ともに「松平大和守」の墨書名が、そのことを裏付けています。

表紙の朱筆番号は、幕府により、各藩から提出された城下絵図に付けられた整理番号で、改の付いた番号は、幕末から明治にかけての時期に追加

	城名	朱番号	欠朱番号	改朱番号	備考
出羽	山形城	77		29	本城
	東根城	78		30	支城
	久保田城	79		31	
	新庄城	80		32	
	上山城	81		33	
	本庄城	82		34	
	不明	83~88			
	米沢城	89	90	35	
	不明	90			

正保城絵図の通し番号（朱筆）

されたものとみられています。山形城は「七十七」「改二十九」、東根城には「七十八」「改三十」と番号が付されているため、二つは続き番号であることがわかりますが、これは本城・支城の関係を示しています。また表題のつけ方がおなじで、表題「出羽最上山形城絵図」「最上東根城絵図」は、ともに外題だけで附紙に墨書し、折り畳んだ表紙の中央に貼り付けています。

(三) 描写技術の類似

概観しただけでも、似ている「感じ」を受けますが、武田喜八郎氏（二九九〇）は、狩野派の絵師が関わっていることを記述し、矢守一彦氏（二九七九）、

川村博忠氏（二〇一〇）も清絵図作成にあたっては、幕府の指示があり、江戸において狩野派絵師の関与があったことを示唆しています。具体的に、二つの城絵図の樹木や田畑、建物、道筋といったものについて描写表現を見てみましょう。

・樹木表現

詳細な指示は不明ながら山や樹木などの描き方は、まさに景観的な描写であり、渋いうぐいす色で彩られています。東根の八幡宮・山形の成就院ともに寺社屋敷を薄い茶色で縁取り、中央に寺社名を墨書しています。その廻りに描かれる松、杉の景観描写はそつ

くりです。狩野派の絵筆運びを思わせます。格子状の田畑の風景描写も類似しており、書き込んだ「田」「畑」の字は、一種の「記号」と理解できます。

・建物

堀は細線で縁取りし、ともに群青色で仕上げられています。石垣は薄く染めこんだ上から、ランダムな積み上げと石の縁取りにより描かれ、櫓は向きや形状が相似します。ともに建物基盤に横線を入れるなど共通点も見られます。ただ、山形城の方がやや屋根の瓦線や装飾の入りなど差異が認められたり、本丸に、御殿風の建物が絵画風に表現されているなど格付けともとれる表

現をしています。

・道筋 町屋

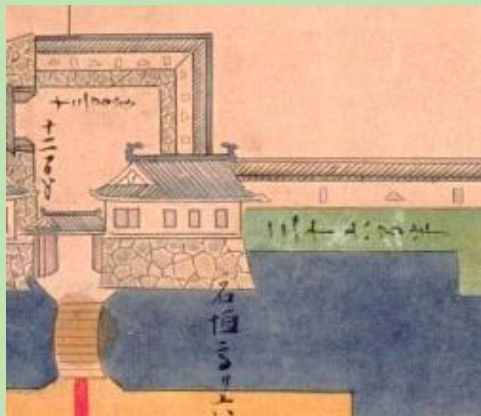
幕府提出の城絵図のため、家臣、町屋には屋敷割はなく、大枠と黄土色の着色のみで、ところどころに侍屋敷・町屋の書き込みがあり、道筋中央に細く朱線がひかれます。山形城では羽州街道と城内への主要道はより太く表現され、七日町口から二の丸の大手門へと太い朱線が伸びているのがわかります。「町屋」も同じ書体です。

・文字・記号

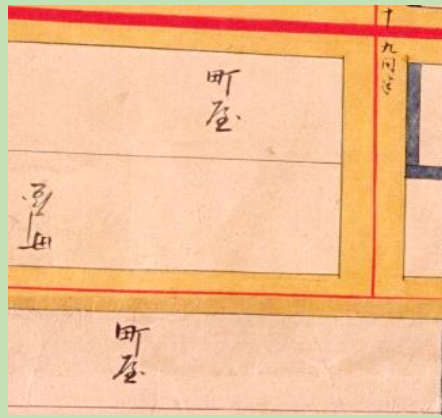
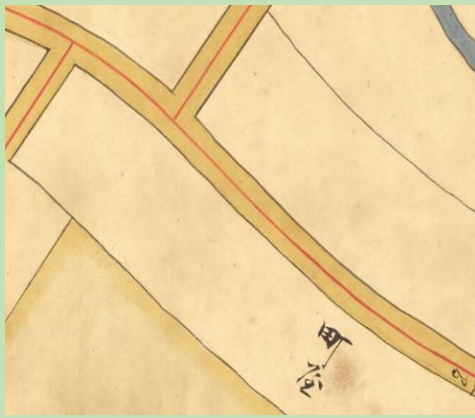
絵図にある「薬師堂」「南」「田」を図示しました。同じ絵師が書いたと思われる筆跡です。筆跡だけでなく、書



上 山形城 成就院 下 東根城 八幡宮
第2図 樹木景観の表現



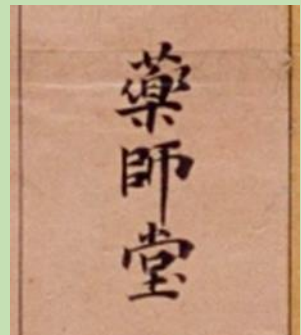
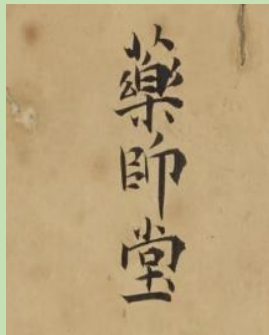
上 山形城二の丸門 下 東根城二の丸門
第3図 建物等の表現



第4図 町屋の表記（右 山形城 左 東根城）



第6図 記号「南」「田」の墨書
（右 山形城 左 東根城）



第5図 薬師堂の墨書（右 山形城 左 東根城）

き込みの位置取りや大きさも近似しているのがわかります。

以上、二つの城絵図の類似を整理してみました。焦点となる正保の山形城絵図・東根城絵図の作成に携わった絵師について、記録などで確認することはできませんでした。しかし、武田喜八郎氏（一九九〇）が指摘しているように、風景描写の技法から狩野派の絵師が関わっていることは間違いなく、また筆跡の類似からも同一の人物が山形城と東根城の清絵図作成にあたったことは確かなようです。川村博忠氏（二〇二〇）は、「絵図元諸藩ではいずれもまず国元で下絵図を作ったあと、それを江戸へ運び、主として井上筑後守のもとへ持参して内見を受けている・・・持ち込まれた下絵図を点検して作成の具体的な指導にあたった」と解説しています。諸藩では、内見で不備が指摘されると、絵師を呼び寄せるなどして、何度も手直しをするのが通常であったと考えられます。さて、二つの城絵図は、どうであったか。下絵図段階で江戸屋敷に運び込み、専門の絵師による仕上げとなったのでしょうか。

三 終わりに

最上東根城絵図を見るに、その正確さと短期間に作成準備されていることから「元絵図が存在したのではないか」という問いかけが湧いてきます。城郭や城下町の整備にあたり、当然家臣や町屋の屋敷割が行われただろうし、改易後、東根城の引き継ぎにあたっては伊達氏・島居氏へと引き継がれた城絵図があったのではないのでしょうか。気になるところです。

山形県

県史たよりの 第二十一号

令和四年十月五日発行

編集・発行

山形県総務部学事文書課分室

県史資料室

〒九一ー八五〇一

寒河江市大字西根字石川西三五五

村山総合支庁西村山地域振興局内

電話 〇三七一八三一―二二五

FAX 〇三七一八三一―二二六